

後見制度支援預貯金・後見制度支援信託等 導入状況

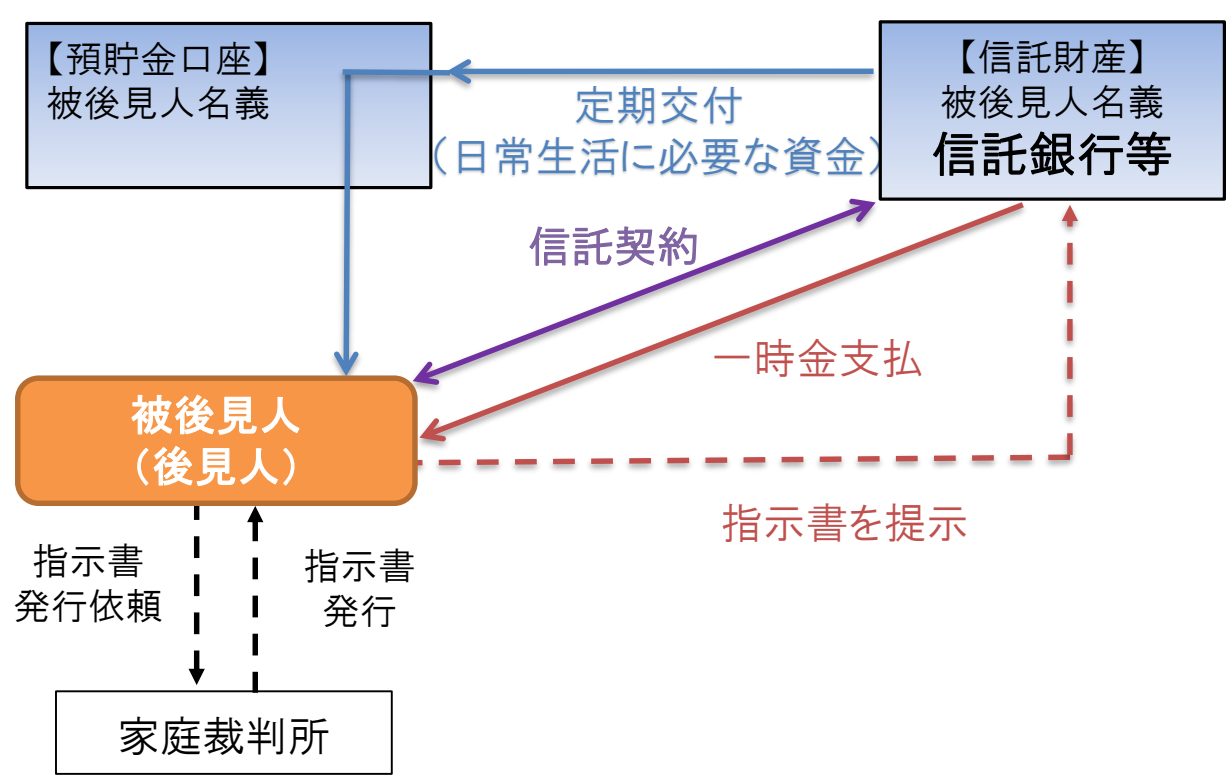
令和4年9月9日
金融庁

- 成年後見人による被後見人の財産の不正利用を防止する観点から、平成24年に最高裁判所等において「後見制度支援信託（以下「支援信託」という。）」を創設。大手信託銀行を中心に取扱いが開始された。
- しかしながら、支援信託については、「信託銀行の店舗の所在地が限られている」、「（地元の金融機関ではなく）今まで取引のない金融機関と取引を始めることに抵抗感がある」といった指摘を踏まえ、法務省を事務局として、金融庁を含めた関係省庁及び業界団体等で「成年後見における預貯金管理に関する勉強会」を開催。
- 平成30年3月に当該勉強会の報告書を取りまとめの上、モデルスキームを提示し、支援信託以外にも「後見制度支援預貯金（以下「支援預貯金」という。）」の取扱いが開始された。
- さらに上記について、令和元年5月に「成年後見制度利用促進基本計画」、令和元年6月に「認知症施策推進大綱」において、「全預金取扱金融機関の個人預貯金残高に占める支援預貯金又は支援信託を導入済とする金融機関の個人預貯金残高の割合（以下「導入割合」という。）：50%（令和3年度末）」をKPIとして設定した。
- 令和2年3月末時点の導入状況を調査した結果、導入割合が約56%とKPIを達成していることを確認。また、令和3年3月末時点の導入割合は約65 %と引き続き増加していることを確認し、いずれの調査結果も金融庁HPにて公表した。

(ご参考) 支援信託及び支援預貯金のスキーム

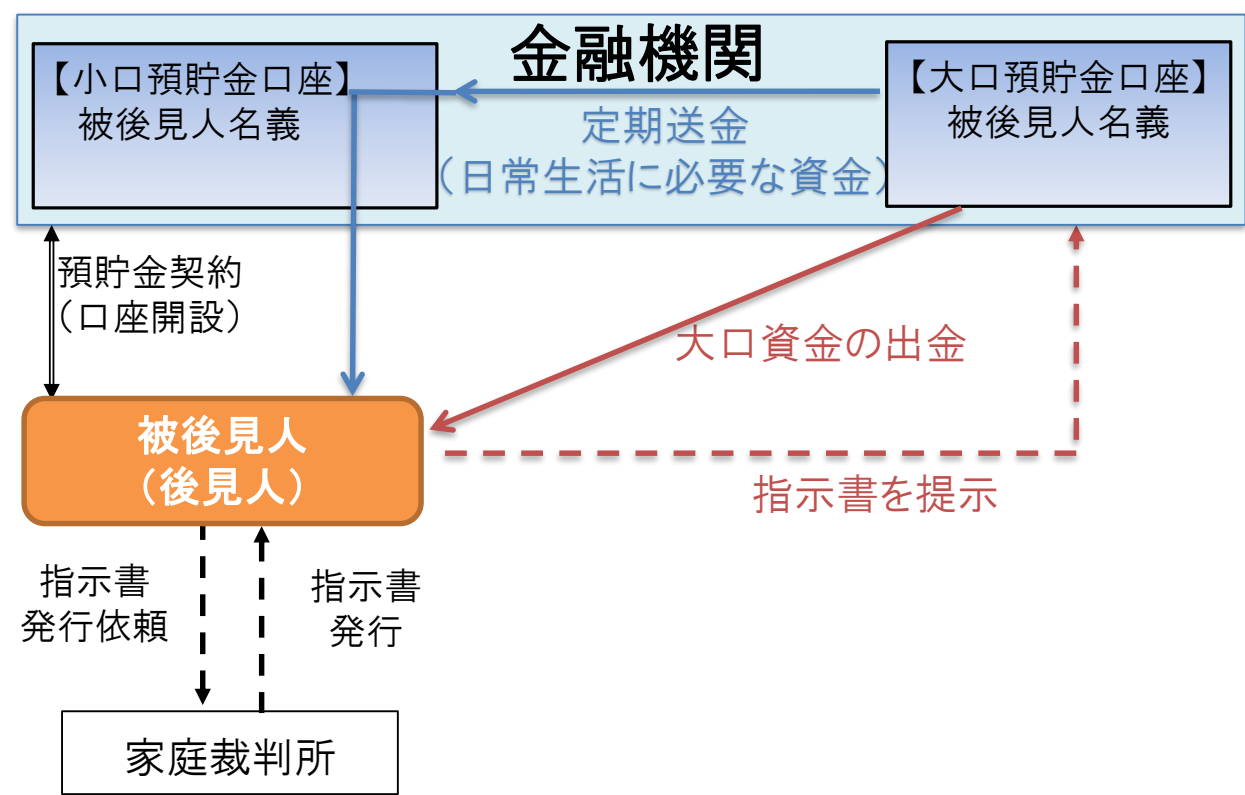
後見制度支援信託

- ◆ 被後見人の金銭を信託銀行等の信託財産において管理。
- ◆ 日常生活に用いる資金は、信託財産から被後見人の銀行口座に定期交付。
- ◆ 以下の取引では、家庭裁判所の指示書が必要。
 - ・ 支援信託契約時
 - ・ 定期交付額の設定時
 - ・ 信託財産からの出金時 等



後見制度支援預貯金

- ◆ 被後見人の金銭を大口預貯金口座と小口預貯金口座において管理。
- ◆ 日常生活に用いる資金は、大口預貯金口座から小口預貯金口座へ定期送金。
- ◆ 以下の取引では、家庭裁判所の指示書が必要。
 - ・ 支援預貯金契約時 (口座開設時)
 - ・ 定期送金額の設定時
 - ・ 大口預貯金口座からの出金時 等



金融庁においては、全預金取扱金融機関(※)を対象に、支援預貯金及び支援信託に係る導入状況等の調査を実施。

※ネットバンク等の店舗窓口において現金を取り扱っていない金融機関及び業域・職域信用組合は除く。

(調査時点) 令和4年3月末

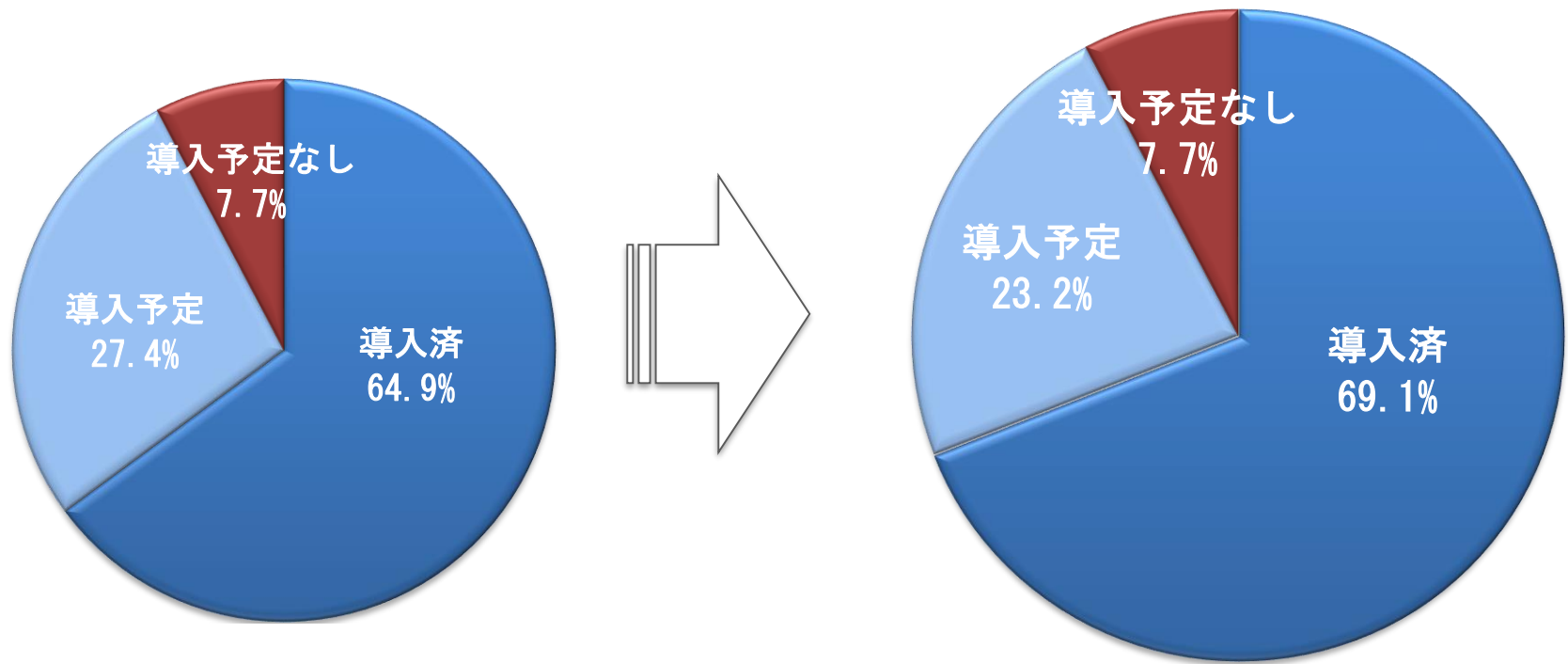
(調査対象) 1,150金融機関

- 主要行等11行、地方銀行等63行、第二地方銀行37行
- 信用金庫254金庫、信用組合102組合、労働金庫13金庫
- 農漁協等670組合等

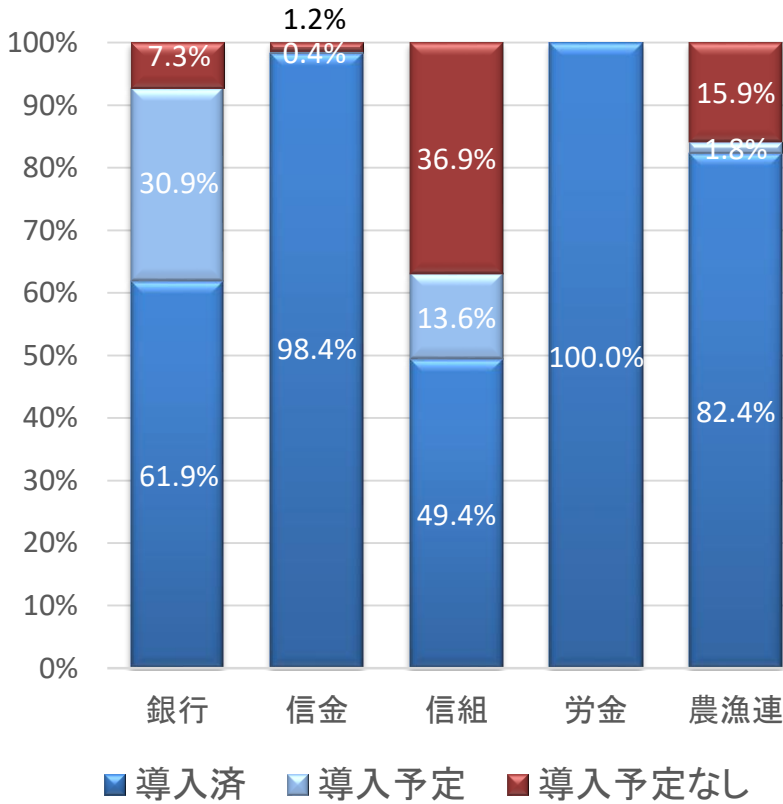
導入状況

- 令和3年3月末時点において、支援預貯金又は支援信託の導入割合は約65%と、令和2年3月末時点における導入割合の約56%から増加。【図表1】
- 令和4年3月末時点における、支援預貯金又は支援信託の導入割合は約69%と、導入済の金融機関は引き続き、増加している。【図表2】
- 業態別の導入状況をみると、一部の業態で取り組みが進んでいない状況がうかがわれる。【図表3】

【図表1】支援預貯金・支援信託の導入状況 (令和3年3月末) 【図表2】支援預貯金・支援信託の導入状況 (令和4年3月末)



【図表3】業態別の導入状況

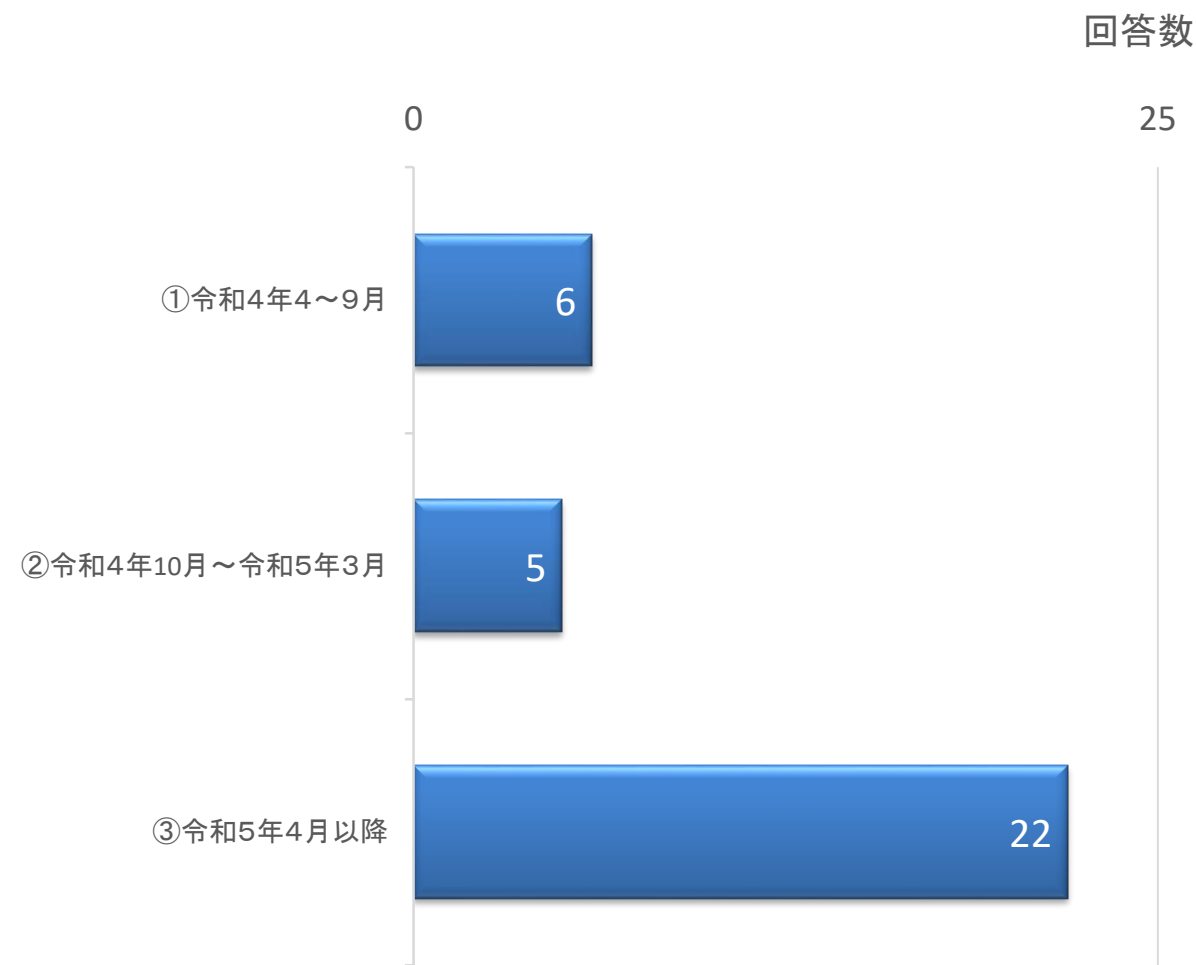


※図表1～3ともにKPI(P1参照)と同様に個人預貯金残高ベースの割合

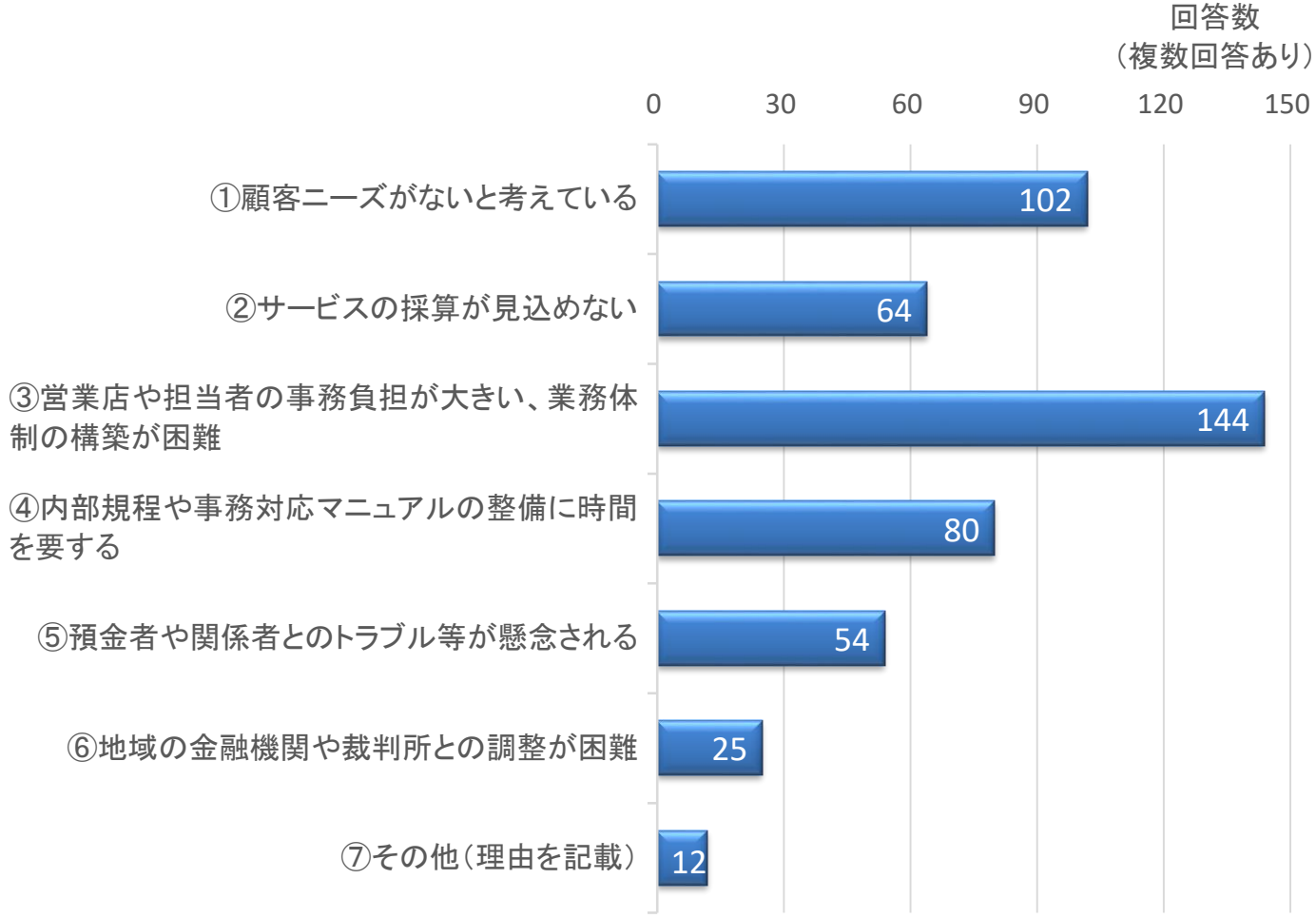
導入予定時期及び導入予定なしの理由

- 支援預貯金又は支援信託の導入を予定する金融機関の3分の1は、令和5年3月末までの導入を予定しているが、令和5年4月以降とする金融機関が多い。【図表4】
- 支援預貯金及び支援信託の導入予定なしと回答した理由として、「営業店や担当者の事務負担が大きい、業務体制の構築が困難」や「顧客のニーズがないと考えている」を挙げている金融機関が多い。【図表5】

【図表4】導入予定時期



【図表5】導入予定がない理由



- 令和4年3月末時点において、「全預金取扱金融機関の個人預貯金残高に占める支援預貯金又は支援信託を導入済とする金融機関の個人預貯金残高の割合」は約69%と、引き続き、増加している。
- 他方、導入予定なしと回答した金融機関の多くは、業務体制の構築や内部規程等の整備が困難であるといった課題や、そもそも顧客ニーズがないと考えている状況。
- 上記については、業界団体等において、留意点や事務フローの整備、裁判所との調整など、加盟金融機関へのサポートの役割が期待されるところであり、金融庁としても、引き続き対応を促していく。
- 今後とも、関係省庁等と連携し、成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、各金融機関の支援預貯金・支援信託の導入を促していく。